

する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに  
限る。) に対し、当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する寄附(同条第二項  
に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限るものとし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶ  
と認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に  
規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

2 地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に規定する公益法人等  
が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行  
うものである場合における所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の取扱いその他前項の規定  
の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十九の二の次に次の一条を加える。

(電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の三 個人が、平成十九年分又は平成二十年分の所得税につき、行政手続等における情  
報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規

定する電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行う場合において、財務省令で定めるところにより当該確定申告書に記載すべき事項に係る情報（当該個人の電子署名が行われているものに限る。次項において「確定申告情報」という。）と当該電子署名に係る電子証明書とを併せて送信したときは、当該個人のその年分の所得税の額から、五千円を控除する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分のその年の翌年一月四日から三月十五日まで（当該年分が平成二十年分である場合にあつては、その年の翌年一月五日から三月十五日まで）の間（確定申告書（確定申告期限のあるものに限る。）を提出すべき場合には、当該確定申告書の提出をすることができることとされる日から当該確定申告書に係る確定申告期限までの間）に、同項の規定により送信される確定申告情報と併せて同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額に係る情報が送信される場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額に係る情報として送信された金額に限るものとする。

- 3 第一項の規定は、個人が、平成十九年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、当該個人の平成二十年分の所得税については、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 電子署名を行つた個人を確認するために用いられる事項が当該個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。

5 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

6 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三

号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）」とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二第四項第二号イ中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第十項中「第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「並びに第六十八条第一項」を「及び第六十八条第一項」に改め、同条第十一

項第四号及び第七号並びに第十四項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第四十二条の五第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第四項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第五項中「次条第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項」を「次条第五項、第四十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「並びに第六十八条第一項」を「及び第六十八条第一項」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

第四十二条の六の見出しを「（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「以下第三項まで」を「以下この条」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」に、「以下第四項まで」を「以下この項及び次項」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「連結税額控除限度額等」を「連結税額控除限度額」に、

「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第六十八條の十一第二項から第四項まで」を「第六十八條の十一第二項又は第三項」に改め、「前項、」を削り、「次条第六項及び第七項」を「次条第五項」に、「第四十二條の十第六項及び第七項、第四十二條の十一第六項及び第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、「（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、中小企業者等が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

第四十二條の六第八項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項の」を「第三項の」に、「第五項に規定する連結税額控除限度額等」を「第四項に規定する連結税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に、「第六十八條の十一第四項」を「第六十八條の十

一第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二条の六第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第四十二条の六第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」を「第四十二条の六第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第四十二条の六第六項又は第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第十三項を削る。

第四十二条の七の見出しを「（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控



除)」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」及び「(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)」を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改め、「。次項において「基準取得価額」という。」を削り、同項第一号中「第五号において同じ。」を削り、同項第三号中「法人」の下に「で生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員であるもの」を加え、「器具及び備品(当該事業)」を「当該振興計画に定める同項に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品(当該飲食店業)」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「及び第八号」を「及び第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定計画に従つて同法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業を行う同条第一項に規定する中小企

業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十一条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）当該認定計画に定める機械及び装置

第四十二条の七第一項第八号を削り、同条第二項中「又は第五号」を削り、「政令で定める法人を」を「政令で定める法人を、同項第四号に掲げる法人にあつては同号に規定する大規模法人をそれぞれ」に、「特定事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備」に、「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」に、「以下第四項まで」を「以下この項及び次項」に、「基準取得価額」を「取得価額」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「連結税額控除限

度額等」を「連結税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第六十八条の十二第二項から第四項まで」を「第六十八条の十二第二項又は第三項」に改め、「前項、」を削り、「前条第六項及び第七項」を「前条第五項」に、「第十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「並びに第六十八条第一項」を「及び第六十八条第一項」に改め、「（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、特定中小企業者等が所有権移転外リース取引により取得した事業基盤強化設備については、適用しない。

第四十二条の七第八項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項の」を「第三項の」に、「第五項に規定する連結税額控除限度額等」を「第四項に規定する連結税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第六十八条の十二第四項」を「第六十八条の十

二第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二条の七第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第四十二条の七第六項又は第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」を「第四十二条の七第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第四十二条の七第六項又は第七項」を「第四十二条の七第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の七第十三項を削る。

第四十二条の九第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第四十二

条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第四項中「第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、次条第五項、第四十二条の十一第五項」に、「並びに第六十八条第一項」を「及び第六十八条第一項」に改め、同条第六項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第四十二条の十の見出しを「（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「及び第三項」及び「（以下この条において「経営革新設備等」という。）」を削り、「第三項までにおいて「特定経営革新設備等」」を「以下この条において「経営革新設備等」」に、「又は特

定経営革新設備等」を「又は経営革新設備等」に、「当該特定経営革新設備等」を「当該経営革新設備等」に改め、同条第二項中「特定経営革新設備等」を「経営革新設備等」に、「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「以下第四項まで」を「以下この項及び次項」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の二」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「連結税額控除限度額等」を「連結税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第六十八条の十四第二項から第四項まで」を「第六十八条の十四第二項又は第三項」に改め、「前項、」を削り、「第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項」に、「次条第六項及び第七項」を「次条第五項」に、「並

びに第六十八条第一項」を「及び第六十八条第一項」に改め、「（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、特定中小企業者が所有権移転外リース取引により取得した経営革新設備等については、適用しない。

第四十二条の十第八項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項の」を「第三項の」に、「第五項に規定する連結税額控除限度額等」を「第四項に規定する連結税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第六十八条の十四第四項」を「第六十八条の十四第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二条の十第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二条の十第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二条の十第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項」

に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第四十二条の十第六項又は第七項（経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」を「第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第四十二条の十第六項又は第七項」を「第四十二条の十第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十第十三項を削る。

第四十二条の十一の見出しを「（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「以下第三項まで」を「以下この項及び次項」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項、第三項及び第五



項」に、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に、「以下第四項まで」を「以下この項及び次項」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「連結税額控除限度額等」を「連結税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第六十八条の十五第二項から第四項まで」を「第六十八条の十五第二項又は第三項」に改め、「前項、」を削り、「第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項」に、「前条第六項及び第七項」を「前条第五項」に、「並びに第六十八条第一項」を「及び第六十八条第一項」に改め、「（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等については、適用しない。この場合において、当該情報基盤強化設備等の取得価額は、同項に規定する情報基盤強化設

備等の取得価額の合計額に含まれないものとする。

第四十二条の十一第八項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項の」を「第三項の」に、「第五項に規定する連結税額控除限度額等」を「第四項に規定する連結税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二条の十一第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第四十二条の十一第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第四十二条の十一第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」を「第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第四十二条の十一第六項又は第七項」を「第四十二条の十

一第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十一第十三項を削る。

第四十二条の十二第一項中「第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに前条第二項、第三項及び第五項」に改める。

第四十三条第一項中「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は」を加える。

第四十三条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）」

を加え、「百分の二十四」を「百分の二十」に、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第四十三条の三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加え、「百分の十三」を「百分の十一」に改める。

第四十四条第一項中「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその用に供した場合を除く。）」を加え、同項の表の第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二を次のように改める。

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第四十四条の二 青色申告書を提出する法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一